

平成●●年（○○）第●●号 執行停止申立却下決定に対する抗告事件

（原審 東京地方裁判所平成●●年（○○）第●●号）

（本案事件 同平成●●年（○○）第●●号）

決 定

抗 告 人 X株式会社

相 手 方 国

処分行政庁 東京国税局長

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

（前注）略称は、原決定の例による。

第1 抗告の趣旨及び理由

抗告の趣旨及び理由は、抗告状に記載のとおりであるから、これを引用する。

第2 事案の概要

本件の本案事件は、抗告人が、国に対し、処分行政庁が国税徴収法104条1項に基づいてした抗告人所有の本件各土地の公売に係る最高価申込者を決定した処分（本件各処分）は、時価に比して著しく低廉であった本件各土地の見積価額（同法98条）に基づいてされたものであるから違法であるなどと主張して、その各取消しを求める事案であり、本件申立ては、抗告人が、行政事件訴訟法25条2項に基づき、本案事件の判決が確定するまで、本件各処分に基づく各手続の続行の停止を求めるものである。

原審は、抗告人の本件申立てをいずれも却下した。これに対し、抗告人が本件抗

告をした。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、抗告人の本件申立てはいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のように補正するほかは、原決定の理由の第4の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原決定8頁6行目の次に行を改めて次のように加える。

「 抗告人は、処分行政庁が鑑定依頼をした不動産鑑定士の本件各土地1及び本件各土地2の鑑定評価額は、平成23年5月に圏央道のインターチェンジが本件各土地の近くに完成したこと（疎甲15）を考慮に入れていないため、客観的時価よりも著しく低い旨主張する。

しかし、疎明資料（疎甲2・22頁から27頁まで）によれば、上記不動産鑑定士による鑑定評価は、平成24年3月5日を価格時点として、標準画地の評定について取引事例比較法を適用して行われたが、比較のため採用された取引事例4件は、対象土地がいずれも本件各土地と同じ久喜市に所在し、取引時点も1件が平成22年5月、3件が平成23年5月であったと認められるから（上記価格時点との時的補正は別途行われている。）、いずれも平成23年5月の上記インターチェンジの完成又はその見込みを織り込んだ価格によって取引がされた事例であると推認され、その結果、本件各土地の鑑定評価額も、必然的に上記インターチェンジの完成という要素が考慮された額になっているものというべきである。そうすると、抗告人の上記主張は採用することができず、上記鑑定評価額を相当程度上回っている、公売手続で売却が予定されている価額が、客観的時価よりも著しく低いという疎明があるということとはできない。」

(2) 原決定8頁9行目の次に行を改めて次のように加え、10行目冒頭の「(3)」を「(4)」に改める。

「(3) 抗告人が当審において提出した疎明資料を勘案しても、既に説示した認定判断（先に引用した原決定の理由の第4の2(2)）を左右するには至らない。」

2 よって、原決定は相当であるから、本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成26年7月4日

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 山田 俊雄

裁判官 佐藤 美穂

裁判官 徳岡 治